へ　事業参加者は、その締結した不動産特定共同事業契約について法第二十五条第一項の書面を受領した日（当該書面の交付に代えて、第四十四条に規定する方法により当該書面に記載すべき事項の提供が行われた場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日。第五十四条第三号において同じ。）から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該不動産特定共同事業契約の解除を行うことができる旨

(1)　第四十四条第一項第一号に掲げる方法により提供された場合　当該書面に記載すべき事項が事業参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日

(2)　第四十四条第一項第二号に掲げる方法により提供された場合　同号に規定するファイルを受領した日

ト　法第二十六条第二項及び第三項の規定に関する事項

二十七・二十八　（略）

二十九　委託特例事業者の報酬に関する次の事項

イ　報酬の計算方法

ロ　支払額（未定の場合にあってはその旨）

ハ　支払方法

ニ　支払時期

三十～四十　（略）

四十一　第三十九号の場合における、当該勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前の報告対象期間に係る不動産特定共同事業の不動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び損失の状況並びに当該不動産特定共同事業に係る財産の状況

四十二　（略）

四十三　第五十四条第二号に規定する措置の概要及び当該不動産特定共同事業契約に関する当該措置の実施結果の概要

四十四　不動産特定共同事業契約に当該不動産特定共同事業契約に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の定めがある場合にあっては、その名称及び所在地

2　不動産特定共同事業者は、法第二十四条第一項の規定による説明をする場合において、前項第十六号、第十八号、第二十三号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事項については、少なくとも、次に掲げる事項を説明するものとする。

一　前項第十六号イのその他の対象不動産を特定するために必要な事項については、自己の固有財産、利害関係人が有する資産を対象不動産とする場合にはその旨

二　前項第十八号に掲げる対象不動産の価格については、不動産鑑定士による鑑定評価の有無並びに当該鑑定評価を受けた場合には鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに鑑定評価を行った者の氏名

三　前項第二十三号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該分別管理が信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条に基づく分別管理と異なるときは、その旨

ハ　（略）

四　前項第三十一号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

五　前項第三十二号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

（新設）

へ　法第二十六条第一項から第三項までの規定に関する事項

二十五・二十六　（略）

（新設）

二十七～三十七　（略）

三十八　第三十六号の場合における、当該勧誘の開始日の属する報告対象期間の直前の報告対象期間に係る不動産特定共同事業の不動産取引の内容、当該不動産取引から生じた収益又は利益及び損失の状況並びに当該不動産特定共同事業に係る財産の状況

三十九　（略）

（新設）

四十　当該不動産特定共同事業に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び所在地

2　不動産特定共同事業者は、法第二十四条第一項の規定による説明をする場合において、前項第十四号、第十六号、第二十一号、第二十八号及び第二十九号に掲げる事項については、少なくとも、次に掲げる事項を説明するものとする。

一　前項第十四号イのその他対象不動産を特定するために必要な事項については、自己の固有財産、関係会社が有する資産を対象不動産とする場合にはその旨

二　前項第十六号に掲げる対象不動産の価格については、不動産鑑定士による鑑定評価の有無並びに当該鑑定評価を受けた場合には鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに鑑定評価を行った者の氏名

三　前項第二十一号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　当該分別管理が信託法（平成十八年法律第百八号）第三十四条に基づく分別管理とは異なる旨

ハ　（略）

四　前項第二十八号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

五　前項第二十九号に掲げる事項について次に掲げる事項

イ・ロ　（略）